

南箕輪村耐震改修促進計画

平成20年度 策定
平成28年度 改訂
平成31年度 改訂
令和2年度 改訂
令和5年度 改訂

南 箕 輪 村

目 次

はじめに

1 計画の目的	1
2 本計画の位置づけと村計画との関係	1
3 計画期間等	2
4 耐震化の必要性	2
5 本計画の対象とする建築物	4
第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1 県内想定される地震の規模、想定される地震の被害状況	5
2 村内想定される地震の規模、想定される地震の被害状況	12
3 耐震化の現状	13
4 耐震改修等の目標	16
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	18
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	18
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策	19
3 安心して耐震改修を行うことが出来るようにするための環境整備	19
4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	20
5 優先的に耐震化に着手すべき区域	21
第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	22
1 防災意識向上のための普及啓発	22
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	22
3 耐震改修の促進に向けた取り組み	22
第4 建築基準法による勧告又は命令等について	23
1 法に基づく指導者の実施に関する	23
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する伊那建設事務所との連携	23
別表1～5	24～27
〈付属資料〉 住宅の耐震性等に関する村民の意識	28～34

はじめに

1 計画の目的

南箕輪村住宅・建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の村計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条に基づく村の耐震改修促進計画として策定しています。また、本村における総合計画、地域防災計画、強靱化計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

(1) 「南箕輪村第5次総合計画」の後期基本計画（令和3年～7年度）において、「基本目標③の安全・安心に暮らせる村」の中の施策(1)-④で、以下のように定められています。

ア 指定避難所の耐震化は完了しており、その他の公共・公益建物の耐震診断の実施と耐震性の向上、橋梁等の道路施設の定期点検による計画的な耐震性の確保、上水道施設の耐震性・防災性の強化を図ります。

イ 一般住宅では旧建築基準法に基づき建築された住宅（昭和56年5月以前の建物）の耐震診断を実施するとともに、耐震補強工事の対象となる住宅について広報やDM等により耐震化を促進します。

ウ 耐震補強補助事業を行うとともに、対象の拡大等の検討や利用促進に向けて周知を図ります。

(2) 「南箕輪村地域防災計画」において、「震災対策編 第2章 災害予防計画 第1節 地震に強いむらづくり」の中で、建築物等の耐震化について定められています。

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の落下防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(3)「南箕輪村強靱化計画」において、「第4章 取り組むべき事項 第1節 人命の保護」の中で、建築物等の耐震化について記載しています。

3 計画期間等

本計画では、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、目標値の設定や耐震化に向けた取組みを行います。

4 耐震化の必要性

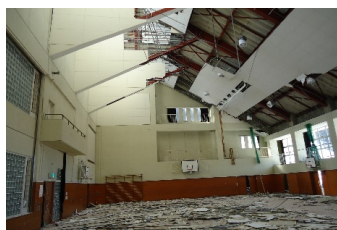
(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、近年も平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生しました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。



(H23.3)
長野県北部の地震



(H23.6)
長野県中部の地震



(H26.11)
長野県神城断層地震

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、下記の内容が追加されました。

(ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

(イ) 建築物に関する指導等の強化として、

a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等の追加

イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

(ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

(イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）において、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1・2参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

(3) 要安全確認計画記載建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表3参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では村有施設かつ防災関係施設を対象としています。（別表4）

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア、(4)及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、並びに(3)に関しては、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 県内で想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています(表1-1、図1-1)。

また、地震調査研究推進本部(※1)によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています(表1-2)。

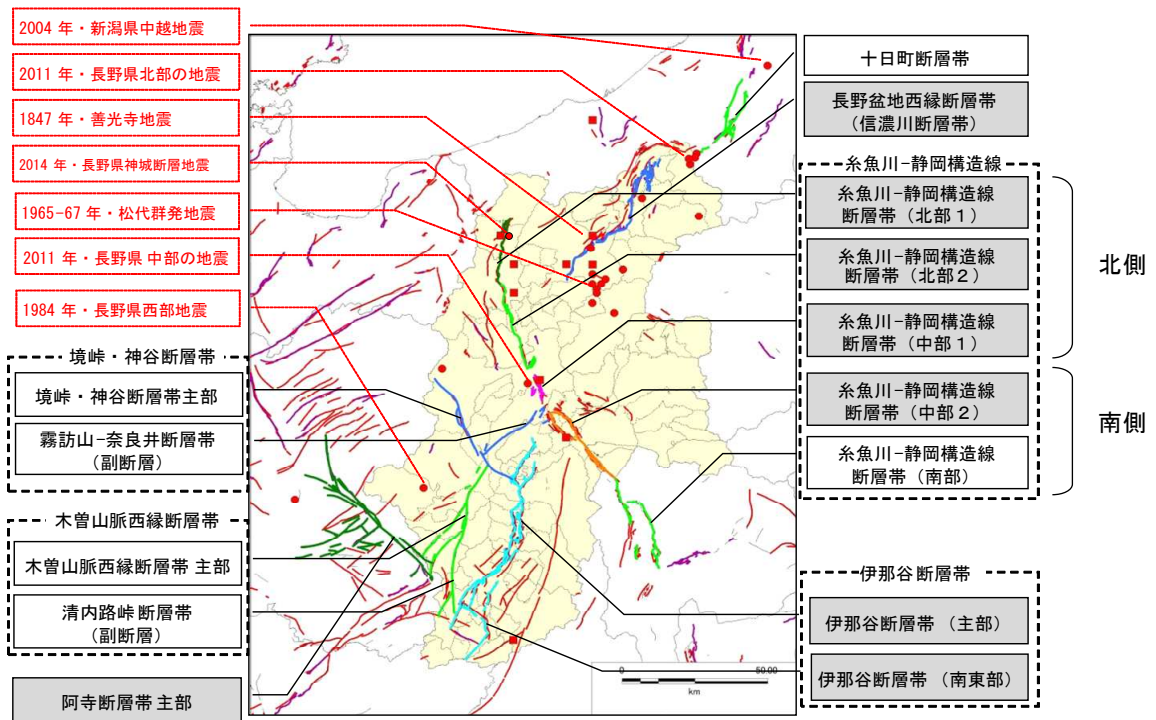
(表1-1)想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M _j	M _w	
内陸型 活断層型 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	-	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース

(注) 気象庁マグニチュード(M_j)とモーメントマグニチュード(M_w)について

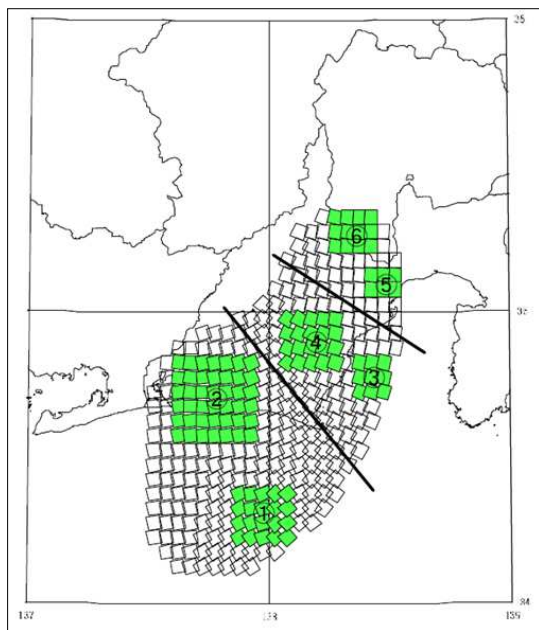
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M_j)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。M4~M8の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



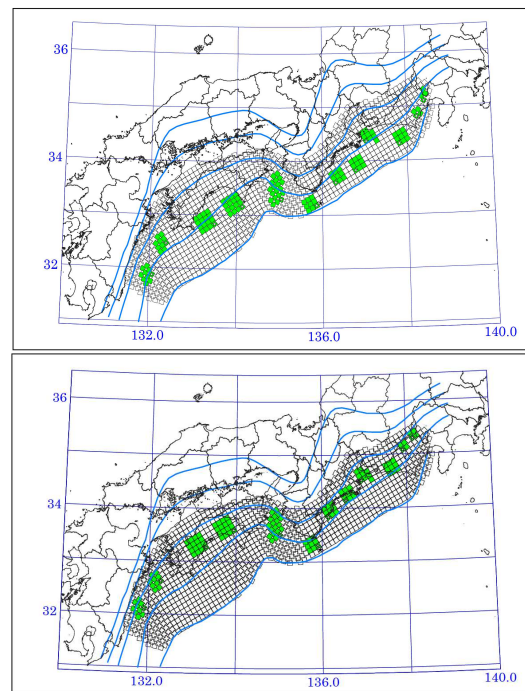
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における 主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層(活断層研究会、1991)	■	長野県(2002)の対象地震(活断層帯)

(図1-1)長野県の活断層の分布と被害地震の分布(出典:第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□: 小断層 ■: 強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2)想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図1-3)南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012)(上図:基本ケース、下図:陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川―静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70%~80% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R3.1地震調査研究推進本部による。

※3 H27.3第3次長野県地震被害想定調査による。

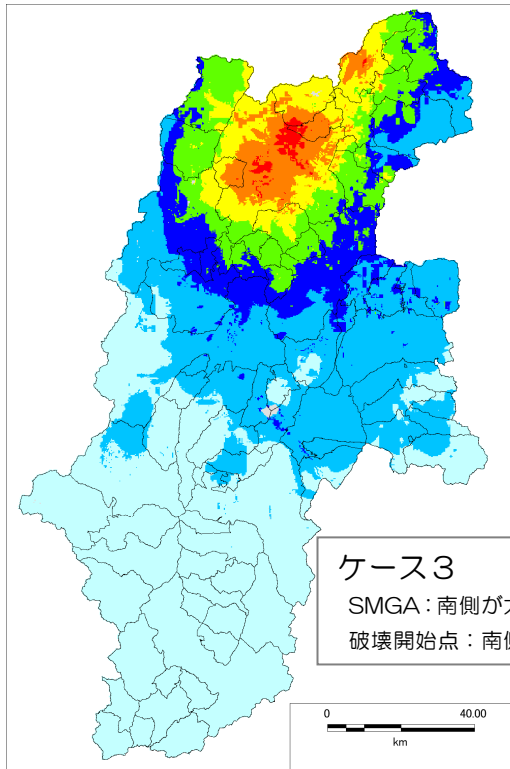
※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

「*」はわずかを表す。

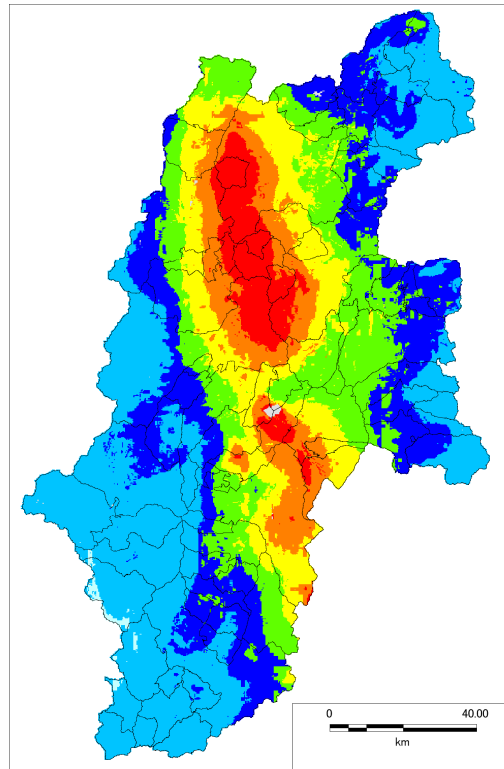
また、想定地震毎の計測震度(地表面)を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

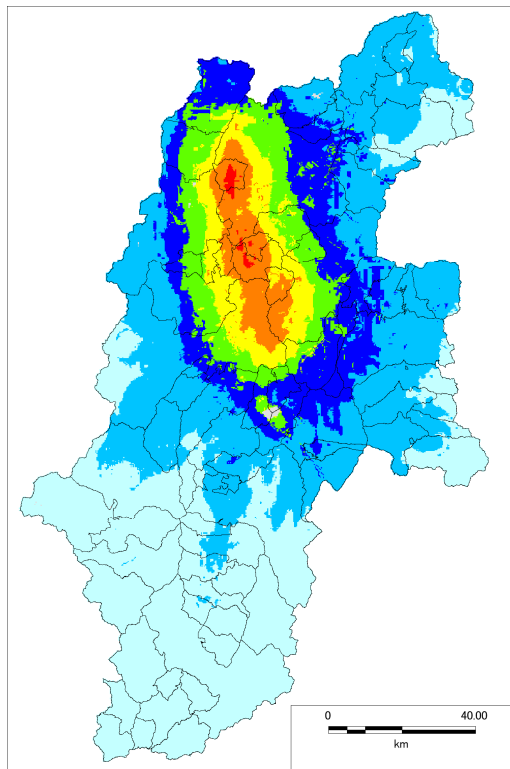
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



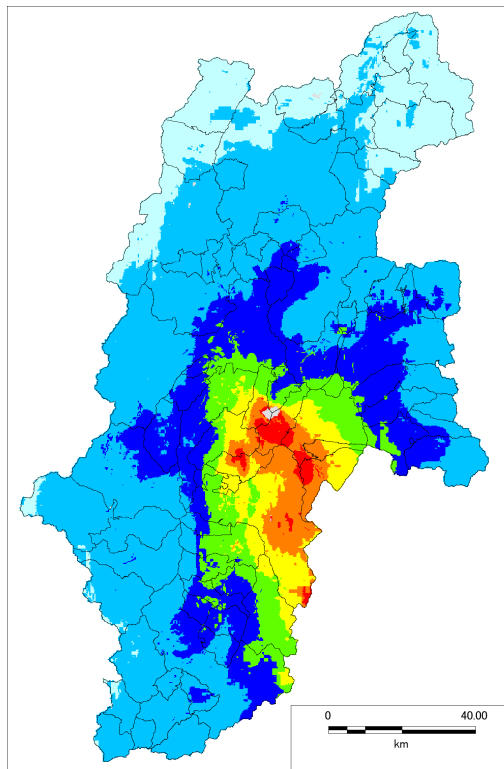
(図1-4)長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-5)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体:Mj8.5)

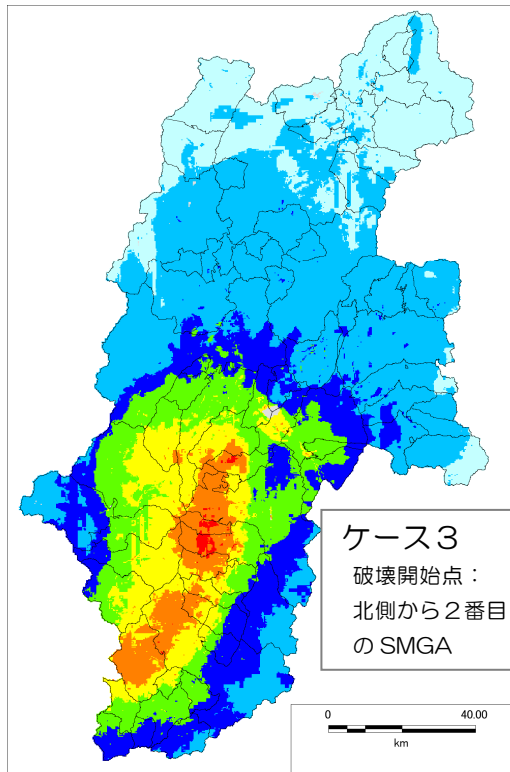


(図1-6)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側:Mj8.0)



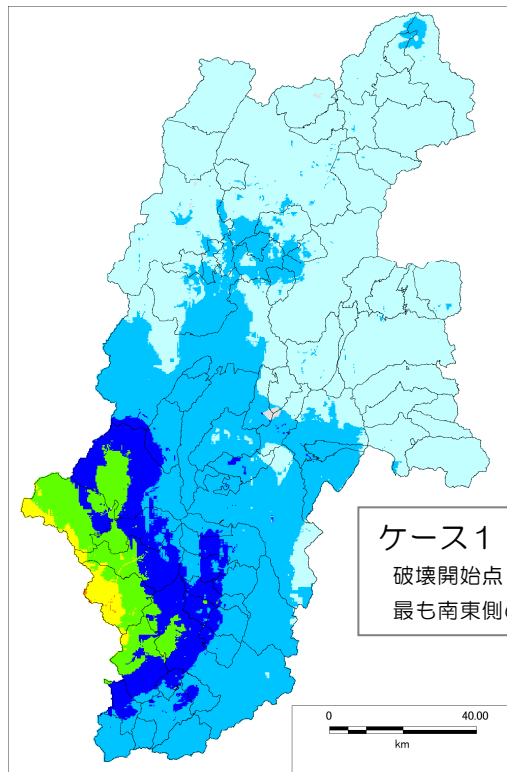
(図1-7)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側:Mj7.9)





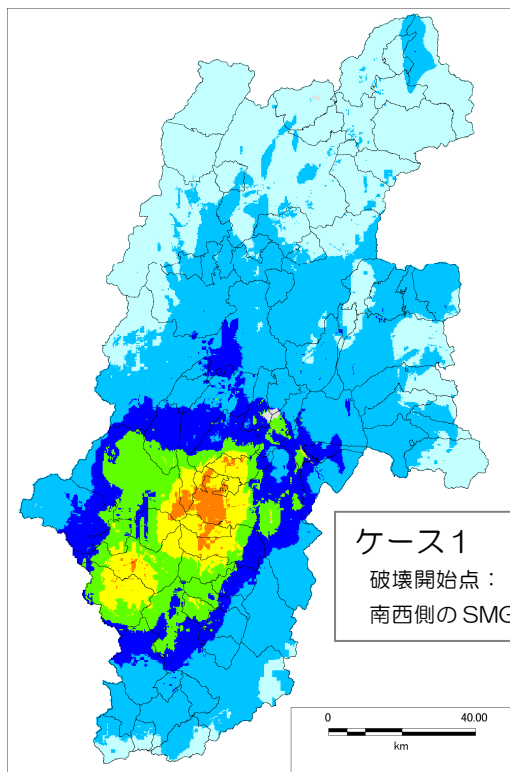
ケース3
破壊開始点：
北側から2番目の
SMGA

(図1-8)伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



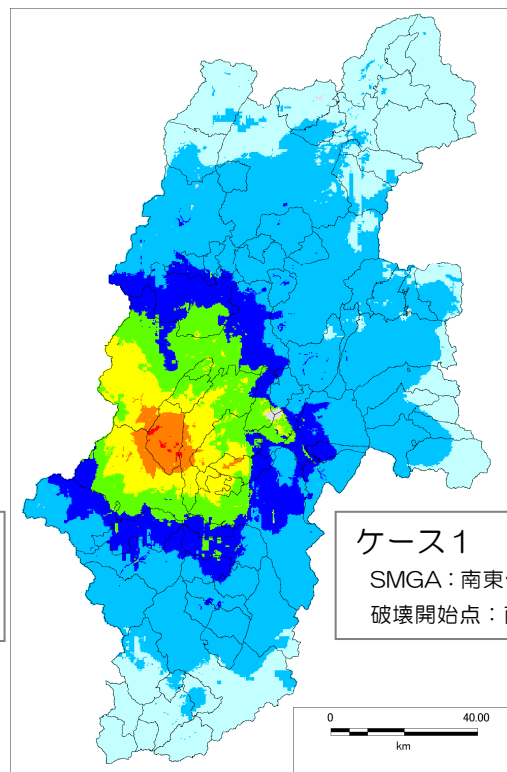
ケース1
破壊開始点：
最も南東側のSMGA

(図1-9)阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



ケース1
破壊開始点：
南西側のSMGA

(図1-10)木曾山脈西縁断層帯
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布



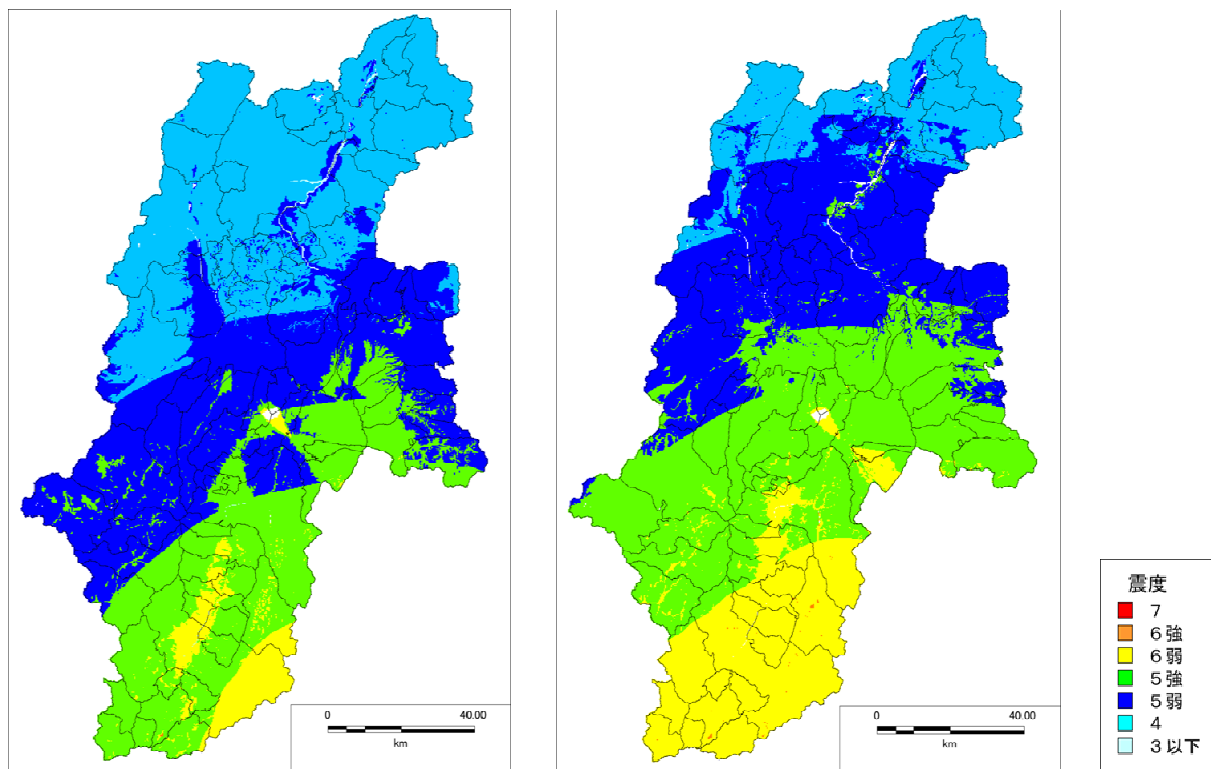
ケース1
SMGA：南東側が大
破壊開始点：南東側

(図1-11)境峠・神谷断層帯
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布



(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12)経験的手法(距離減衰式)
による想定東海地震の地表震度分布

(図1-13)経験的手法(距離減衰式)
による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3)被害想定(建築物被害)

(単位:棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	—	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	—	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	—	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460
海溝型地震	想定東海地震		—	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		—	冬18時	強風時	190	1,470
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		—	冬18時	強風時	2,260	20,420

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

(表1-4)被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難所 避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260
海溝型地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		30 (20)	590 (580)	140 (140)	4,140
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		150 (100)	3,700 (3,630)	1,800 (1,760)	29,840

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

※ ()内は建築物倒壊による死者数等。

2 村内で想定される地震の規模、想定される被害の状況

県内において発生が想定されている地震は、南箕輪村内にも何らかの被害をもたらすものと想定されています（「南箕輪村における地震被害想定」）（表1）。

また、想定されている地震以外にも、村内に被害を引き起こす地震が発生する可能性があります。

（表1）南箕輪村における地震被害想定

	伊那谷断層	糸静線北側	糸静線南側	木曾山西脈縁断層	境峠神谷断層	阿寺断層	長野西盆縁地断層帯	東海地震	南海トラフ
□計測震度（最大）	7	4	6弱	6強	6強	5強	4	5弱	6弱
□液状化の危険性	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■建物被害（単位：棟）

□全壊棟数	200	0	40	110	10	0	0	※	40
□半壊棟数	870	0	350	590	130	0	0	※	380

■出火・延焼被害

□出火件数（単位：件）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
□焼失棟数（単位：棟）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■人的被害（単位：人）※表中*はわずか、（ ）観光客数

□死者数	30(20)	0(0)	*(*)	20(10)	*(*)	*(*)	0(0)	*(*)	*(*)
□負傷者数	150(*)	0(0)	50(*)	100(*)	20(*)	*(*)	0(0)	10(*)	80(10)
□重傷者数	90(*)	0(0)	30(*)	50(*)	30(*)	30(*)	0(0)	*(*)	40(*)
□自力脱出困難者数	60(*)	0	10(*)	30(*)	10(*)	10(*)	0(0)	0	0
□避難者数（最大）	2,980	0	1510	2280	780	0	0	40	1620

■生活関連支援

□上水道断水人口	14,280	0	12660	13690	10680	0	0	0	1260
□下水道支障人口	13,830	860	11940	12900	10020	870	860	3040	7040
□都市ガス停止戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
□停電軒数	6,660	0	5710	6260	4790	*	0	1180	5710

■物資不足（1日後）※表中、正の数は充足数・負の数は不足

□食料（食）	170	1420	1070	690	1320	1420	1420	1420	1050
□飲料水（リットル）	△ 34330	500	△ 20610	△ 28470	△ 11950	500	50 0	△ 480	△ 21910
□毛布（枚）	△540	150	△40	△260	90	150	150	150	△50

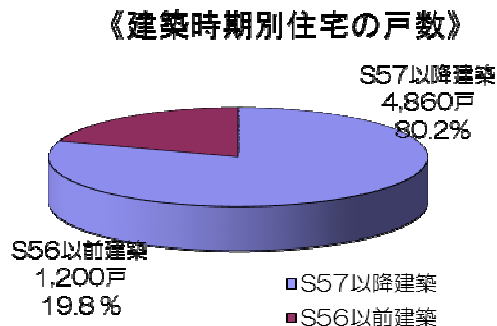
平成27年3月6日に公表された第3次長野県地震被害調査結果

〔注〕 H27.3 長野県地震被害想定調査報告書による。人的被害は冬季夜間発生した場合の被害想定。各数値は1の位で四捨五入しており、合計は合わない場合がある。「*」はわずかを表す。

3 耐震化の現状

(1) 住宅総数・建築時期別の内訳

村内の居住世帯のある住宅総数は、6,060戸あります（平成30年における土地統計調査より推計）。このうち、昭和56年以前に建築された住宅は、1,200戸で全体の19.8%を占めています。（表1）



（表1）建築時期別住宅戸数（単位：戸）

住宅総数	6,060戸
うち昭和56年以前建築	1,200戸 (19.8%)
うち昭和57年以降建築	4,860戸 (80.2%)

備考 住宅に係る各表における住宅数は、H30年の土地統計調査の公表結果から、南箕輪村の人口により住宅戸数を按分した概算数値（以下同じ）。

(2) 耐震診断・耐震改修の実績

村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成15年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）を実施してきました。

これまでに診断を実施した住宅は501戸で、そのうち7戸で耐震改修を行っています（表2）。

（表2）耐震診断・耐震改修の実施戸数

（単位：戸）

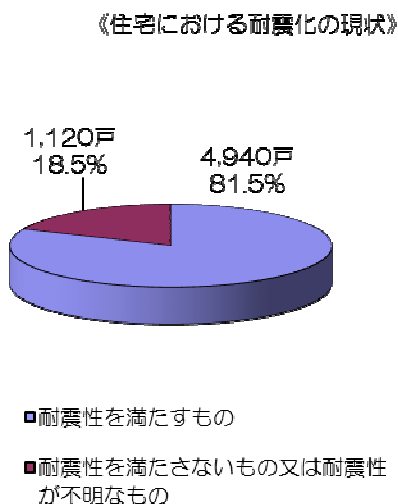
耐震診断	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
住宅	50	117	230	62	13	4	2	5	4	1
避難施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
耐震改修			1	1						

耐震診断	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
住宅	2	1	2	1	4	2	1	0	501
避難施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
耐震改修	2		1				1	1	7

〔注〕表の各数値は、村に申請があったものの実数値。耐震診断実績は、簡易診断及び精密(耐震)診断を合わせた件数。表中の耐震診断実績は、簡易診断及び精密(耐震)診断を合わせた件数。

(3) 住宅の耐震化率の現状

新耐震基準で建築された昭和 57 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 56 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているものを加えると 4,940 戸となり、村内における住宅の耐震化率は、現状で約 81.5%と推計されます（表 3）。



（表 3）住宅における耐震化率の現状（単位：戸）

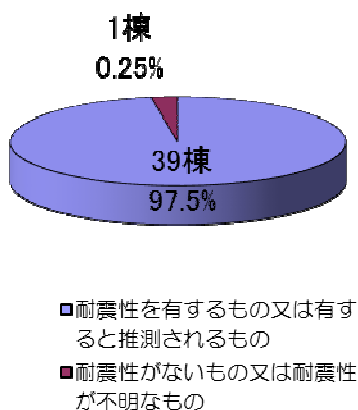
住宅総数 (a)	6,060
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	4,940
耐震化率 (c=b/a)	81.5%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	4,860
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	1,200
耐震診断により耐震性を満たしていると判定されたもの (f)	75
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	5
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	1,120

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の現状

村内に、多数の者が利用する特定建築物は 40 棟あります。このうち、昭和 57 年以降に建築されたものは 33 棟、昭和 56 年以前に建築されたものは 7 棟です。

昭和 56 年以前に建築された 7 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは 6 棟となり、合計 39 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で 97.5%と推計されます（表 4、表 5）。

《多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状》



（表 4）特定建築物における耐震化率の現状（単位：棟）

特定建築物総数 (a)	40
耐震性を満たすもの (b=d+f)	39
耐震化率 (c=b/a)	97.5%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	33
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	7
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	6
耐震性が不明なもの (g)	1

(表5) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状 (詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設 となる 建築物	III 災害時に 負傷者等の 対応を行う 拠点となる 建築物	IV 被災時 要援護者が 利用する 建築物	V その他 の建築物	合 計
具体的な用途	事務所 (庁 舎等)、保健 所等公益的 な施設	学校 (幼稚 園を除く)、 体育館	病院、 診療所	幼稚園、 保育園、 老人ホーム、 その他の社 会福祉施設	ホテル、 旅館、工場 共同住宅 (賃貸)等	
令和2年における 棟総数 (a)	2	16	—	1	21	40
耐震性を満たすもの (b=d+f)	2	16	—	1	20	39
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	—	100%	95%	97.5%
昭和57年以降に建築 された棟数 (d)	1	11	—	1	20	26
昭和56年以前に建築 された棟数 (e)	1	5	—	0	1	7
耐震性を有してい るもの又は有する と推測されるもの (f)	1	5	—	—	0	6
耐震性が不明な もの (g)	0	0	—	—	1	1

(5) 公共建築物の耐震化率の現状

村内に、公共建築物 (防災関係施設) は、23施設あります。これらの施設の耐震化率は現状で100%となっています。(別表4)

(6) 公営住宅 (村営住宅) の耐震化の現状

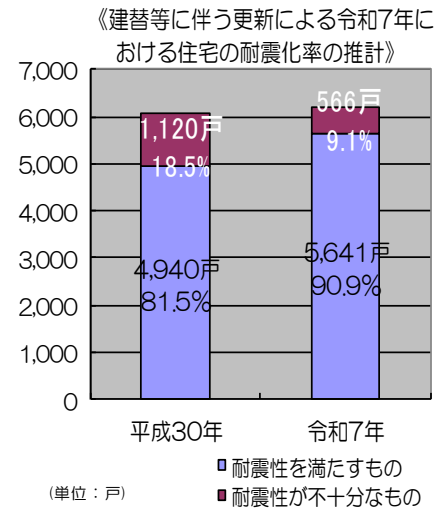
村有施設のうち村営住宅は、羽場団地1 (18戸・2棟)、羽場団地2 (3戸・3棟)を管理しており、昭和57年以降 (平成14年) に建築されたものであり、現在の耐震化率は100%となっています。

4 耐震改修等の目標

(1) 住宅の耐震化率の推計

今後の5年間の建築物について、老朽化等に伴う除却や建替、新耐震基準に基づく建築物の増加などにより、建築物全体における耐震化率は向上します。

これまでの動向を踏まえ、令和7年時点における住宅の耐震化率を推計します（表1）。



(表1) 令和7年における住宅の耐震化率の推計 (単位：戸)

	平成25年	平成30年	令和7年
住宅の総数 (a)	5,150	6,060	6,207
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	3,319	4,940	5,641
耐震化率 (c=b/a)	64.4%	81.5%	90.8%
昭和57年以降に建てられたもの (d)	3,240	4,860	5,560
昭和56年以前に建てられたもの (e)	1,910	1,200	647
耐震診断結果が耐震上支障がないとされるもの (f)	75	75	75
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	4	5	6
耐震性が不十分なもの (h=e-f-g)	1,831	1,120	566

〔注1〕 平成25年及び平成30年の数値について

- a、d、eは、平成25年及び平成30年の住宅土地統計調査の公表結果から、南箕輪村の人口により住宅戸数を按分した概算数値。
- f、gは、各年までにおける耐震診断及び耐震改修の実績数値。

〔注2〕 令和7年数値について

- a、dは、平成30年から令和元年までの住宅新築数から、令和7年の戸数を類推した数値。
- eは、平成20年から平成30年までの住宅減少数から、令和7年の戸数を類推した数値。
- f、gは、平成25年度から平成30年度までの耐震診断及び耐震改修の実績から、令和7年の実績数を類推した数値。

(2) 耐震化率向上に向けた目標

国の基本方針においては、「令和7年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消」とされており、県計画においても、住宅の耐震化率92%、多数の者が利用する建築物については、耐震化率95%という目標が掲げられています。

ア 住宅について

住宅における村内の耐震化率については、これまでと同様のペースで建替え等が進んでいくと仮定すると、国や県の目標値の達成は可能であるが、さらに耐震化率を上げるために、効果的な対策を実施していく必要があります。

住宅の耐震改修工事の実施は、改修費用が高額であることや、住宅の後継者がいないなど、個人の事情により出来ない場合が多く、住民のニーズに合わせた対策を計画していく必要があります。また、改修工事に加え、空き家対策や住宅の建替等へのサポートなど、多方面からの働きかけにより、村内の耐震化率の上昇に努めます。

イ 特定建築物について

多数の者が利用する特定建築物については、耐震性の有無を把握する必要があります。

ウ 公共建築物について

公共建築物は、災害時に、被害情報の収集や災害対策指示（庁舎）、避難場所等としての活用（学校）、災害による負傷者の治療（病院）が行われるなど、多くの応急活動の拠点として活用されます。そのため、防災関係施設として活用される村有施設の耐震化は完了しています。

上記のア～ウを踏まえ、村としては、令和7年時点における耐震化の促進に関する目標を以下のとおりとします。

(1) 住宅

ア 耐震診断により耐震性があると判断されたもの

イ 耐震改修工事を行ったもの

上記のア・イの合計を70戸とすることを目標とします。

(2) 多数の者が利用する特定建築物

耐震診断を実施し、耐震性が無いと判断された場合には、耐震改修を行うよう働きかけます。

(3) 公共建築物

避難所として活用される村有施設の耐震化は完了しているため、避難所以外の公共建築物についても、耐震化を進めていきます。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。村は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図1）

ア 住宅や建築物の所有者

現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。また、補強工事の負担感が大きい又は優先順位が低いといった課題があります。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ 建築関係団体等

建築団体やNPOにあっては、県民が自ら耐震化を行う際、専門家として立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

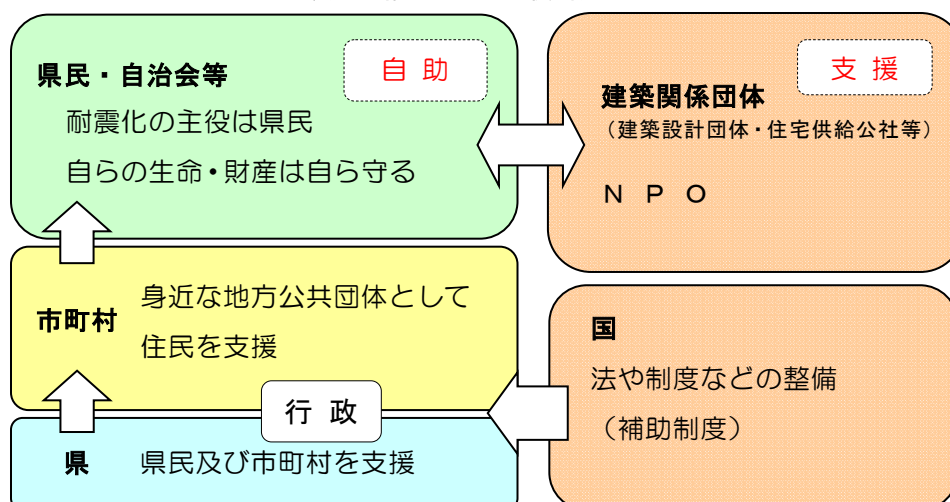
ウ 県

県は所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要

エ 村

村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

（図1）耐震化の推進のための役割分担



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 補助事業等の実施

住宅の耐震化を促進するため、平成15年度からすまいの安全「とうかい」防止対策事業（補助事業）を実施しています。村民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修に対し支援を行います。

また、令和5年度より耐震診断や耐震改修だけでなく、耐震性のない空き家等の除却施策も取り入れ耐震化の促進を図っていきます。（表1）。

（表1）事業の概要

区 分	耐震診断	耐震改修	除却
対象建築物	昭和56年以前の住宅 木造戸建	昭和56年以前の住宅	昭和56年以前の住宅
助成内容	市町村が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修工事に要する経費に助成	住宅の除却に要する経費に助成
補助対象経費	6.5万円/戸	改修工事費の8割 (補助限度額100万円/戸)	改修工事費の5割 (補助限度額83.8万円/戸)
補助率	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 40%* 県 : 20%* 市町村 : 20%* 所有者 : 20%*	国 : 25%* 県 : 12.5%* 市町村 : 12.5%* 所有者 : 50%*

3 安心して耐震改修を行うことが出来るようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しているため、所有者が安心して耐震改修を実施することができるよう、相談窓口の設置等により情報の提供を行います。

(1) 相談窓口の設置

本村では、耐震改修等に関する相談に対応するため、村に「耐震改修相談窓口」を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修に関する情報提供を行います。

(2) 長野県木造住宅耐震診断士について

村では、県において実施されている耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」の受講修了者について、耐震相談等の際に案内できるような環境を整えます。また、耐震診断等で診断士が所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけます。

長野県木造住宅耐震診断士の登録数(令和2年3月31日時点)	2,538名
-------------------------------	--------

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) 自主防災活動

地震による被害から身を守るためには、地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。地震発生時に適切な対応を取ることができるよう、平常時の防訓練等、地域による自主防災活動の必要性の働きかけ等に協力をしていきます。

(2) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀等が転倒した場合、通行者がその下敷きになってしまう被害が発生するおそれがあります。このため、地域の自主防災組織を中心にした外壁ブロック塀等の点検の実施などで、地域の危険個所の把握ができるよう、協力をしていきます。

また、指定避難所及び指定避難所付近については、震災時において、多くの地域住民が徒歩による避難で利用することが想定されるため、避難所より概ね2kmの村道・私道等を避難路として位置づけ、ブロック塀等の転倒防止対策を行う。

※ 都市防災実務ハンドブック「震災に強い 都市づくり・地区まちづくりの手引」参照

(3) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、指導・助言を進めていきます。

(4) エレベーターの閉じ込め防止対策等

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じ込められる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止などの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

(5) エスカレーターの脱落防止対策

東北地方太平洋沖地震及びその余震において、ショッピングセンターに設置されていたエスカレーターが落下するという被害が複数発生しました。既設のエスカレーターについては十分なかかり代を設けるなどの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

(6) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建

築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を周知・促進します。

(7) 宅地の耐震対策

宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、宅地の耐震対策を周知・促進します。

5 優先的に耐震化を着手すべき区域

地震に伴う被害が大きいと想定される住宅密集地や、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道の区域については、優先的に耐震化を推進するよう努めます。(表1)

表1 緊急輸送路

緊急輸送路線名	指定状況	区間(村内)	距離
中央自動車道西宮線	緊急交通路交通規制対象予定道路 震災対策緊急輸送路(第1次) 強化地域内震災対策緊急輸送路(第1次)	伊那市境 ~ 箕輪町境	3.9
国道153号	緊急交通路交通規制対象予定道路 震災対策緊急輸送路(第1次) 強化地域内震災対策緊急輸送路(第1次)	伊那市境 ~ 箕輪町境	4.9
主 伊那インター線	震災対策緊急輸送路(第1次) 強化地域内震災対策緊急輸送路(第1次)	伊那市境 ~ 伊那I.C	0.9
県道 南箕輪沢渡線	震災対策緊急輸送路(第1次) 強化地域内震災対策緊急輸送路(第1次)	R153号交点 ~ 伊那市境	0.2

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 防災意識向上のための普及啓発

防災マップ等を活用し、災害発生時に、自らの命を守るためにはどのような行動が必要かなど、実践的な防災知識を提供することにより、住民の防災意識の向上を図りつつ、自分の所有する住宅や建築物の耐震化への意識を高め、耐震化を促進させます。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

(1) 広報活動による周知

広報誌、ホームページ、新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、村で行っている補助制度など、耐震化に関する情報を発信していきます。

(2) パンフレットの配布

住宅の耐震診断や補助事業に関するパンフレット等を配布し、耐震化に関する啓発活動を行います。

3 耐震改修の促進に向けた取組み

(1) 空き家対策との連携

耐震化が進まない要因の1つとして、空き家の存在が考えられます。空き家バンク制度等と連携し、空き家の耐震化の推進に努めます。

(2) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修やキッチンの更新、バリアフリー工事等のリフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

(3) 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、税制の特例措置が適用可能となっています。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

第4 建築基準法による勧告又は命令等について

1 法に基づく指導等の実施に関する伊那建設事務所との連携

県計画において、伊那建設事務所は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震改修促進法に基づく耐震化に関する指導及び助言を行うこととしています。本村においては、村内の特定建築物等の耐震化を促進するため、必要に応じて伊那建設事務所と協力をしていきます（表4）。

【県計画における伊那建設事務所の実施項目】

- ア 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。
- イ 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。
- ウ 公表は、公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示することにより行います。

（表4）

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定建築物 （法第14条、法15条第1項）	特定建築物 （法15条第2項）	特定建築物 （法15条第2項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する伊那建設事務所との連携

【県計画における伊那建設事務所の実施項目】

- (1) 法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項による命令を行います。
- (2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500 m ² 以上	階数2以上かつ 750 m ² 以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ 1,500 m ² 以上
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ 2,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000 m ² 以上	階数1以上かつ 2,000 m ² 以上
病院、診療所	階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	階数3以上かつ 2,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物		

別表2 村内にある多数の者が利用する特定建築物

昭和56年以前に建築されたもの	耐震性
南箕輪村役場庁舎	有
南箕輪小学校教室棟①	有
南箕輪小学校教室棟②	有
南箕輪中学校管理教室棟	有
南箕輪村民体育館	有
信州大学農学部 C棟	有
その他の建築物（工場・アパート等）×1件	不
昭和57年以降に建築されたもの	耐震性
南箕輪村民センター	有
南箕輪小学校管理教室棟	有
南箕輪小学校体育館	有
南箕輪中学校教室棟	有
南箕輪中学校特別教室棟	有
南箕輪中学校屋内運動場	有
南部小学校普通教室棟	有
南部小学校屋内運動場	有
上伊那農業高校体育館	有
信州大学農学部体育館	有
南信工科短大	有
大芝高原屋内運動場	有
老人ホーム×1件	有
その他の建築物（工場・アパート等）×20件	有

別表3（要緊急安全確認大規模建築物）

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

別表4 村内の公共施設（※村有施設かつ防災関係施設のみ）

防災拠点施設
南箕輪村役場庁舎
南箕輪村村民センター
こども館
南箕輪保健センター
いずみ苑
防災倉庫・水防倉庫
大芝公園
村民体育館
村民交流支援センター
ひまわりの家
指定避難所
南箕輪村民体育館
南箕輪村公民館
田畑公民館
西部地区館
北殿公民館
南箕輪中学校
南箕輪小学校
南部小学校
北部保育園
中部保育園
南部保育園
南原保育園
西部保育園

〈付属資料〉 住宅の耐震性等に関する村民の意識

平成28年度に耐震診断の実施者の方に「住宅等の耐震化に関するアンケート」を行い、耐震性等に関する意識調査を行いました。

調査対象	簡易診断及び精密（耐震）診断実施者 （平成15年度から平成27年度までの間に実施した方）
調査対象者数	463人
調査地点	南箕輪村内
調査対象家屋	昭和56年以前に建築された南箕輪村内に住所を有する住宅
回答者数	215人

2 耐震診断の結果について

耐震診断を実施した住宅における耐震性の判定結果についてどう考えているかを尋ねました（表1）。

（表1）

選択項目	回答数	割合
予想していたとおりだった (※1.0点未満の回答者が80%)	118	56.5%
予想より良い結果だった	22	10.6%
予想より悪い結果だった	65	31.1%
その他	4	1.9%
無回答	6人	

「予想していたとおりだった」が56.5%、「予想より悪い結果だった」が31.1%だったのに対し、「予想より良い結果だった」は10.6%にとどまっています。

その他の回答としては、「どちらでもない」がありました。

次に、耐震診断による判定結果をどのように感じたかを尋ねました（表2）。

（表2）

選択項目	回答者数	割合
耐震強度を上げようと思った	41人	20.8%
仕方がないと思った	140人	71.1%
その他	16人	8.1%
無回答	18人	

「仕方がないと思った」が71.1%だったのに対し、「耐震強度を上げようと思った」は20.8%にとどまっています。

その他の回答としては、「現状維持で良い」や「評点どおりの強度がいつまで持つかわからない」などがありました。

3 耐震改修工事について

耐震改修工事の実施の有無について尋ねました（表3）。

（表3）

選択項目（※簡易な工事も含む）	回答数	割合
耐震改修工事を実施した	27	12.9%
耐震改修工事を実施していない	185	87.1%
無回答	5人	

「耐震改修工事を実施していない」が87.1%、「耐震改修工事を実施した」は、12.9%の回答がありました。実施した改修工事の中には住宅の一部のみの耐震性の強化など、簡易なものも含まれています。また、耐震改修工事を実施した人の中には、改修工事後の耐震性がどのくらいになったか分からないという方もいました。

（表3）中の選択項目のうち、「耐震改修工事を実施していない」を選んだ方に耐震改修工事に対する補助制度の認知の有無について尋ねました（表4）。

（表4）

選択項目	回答数	割合
補助制度があることは知っていて内容も理解している	33	17.5%
補助制度があることは知っているが内容は分からない	113	59.8%
補助制度があることを知らない	43	22.7%
無回答	5人	

「補助制度があることは知っているが内容は分からないが」最も多い59.8%となったのに対し、「補助制度があることは知っていて内容も理解している」は17.5%にとどまりました。

（表3）中の選択項目のうち、「耐震改修工事を実施した」を選んだ方に耐震改修工事に要した費用について尋ねたところ、以下の表のようになりました（表5）。

(表5)

工事に要した費用	該当人数
100万円以内	3人
200万円以内	2人
300万円以内	2人
400万円以内	1人
500万円以内	1人
600万円以内	2人
600万円以上	8人
無回答	8人

「100万円以内」及び「200万円以内」が合わせて5人であるのに対し、「300万円以内」、「400万円以内」、「500万円以内」、「600万円以内」、「600万円以上」が合わせて13人と高額な費用がかかっている事例も多くありました。

また、(表3)中の選択項目のうち、「耐震改修工事を実施した」を選んだ方に耐震改修工事を実施できたきっかけについて尋ねたところ、以下の表のようになりました(表6)。

(表6)

工事を実施したきっかけ	該当人数
耐震診断の結果をみて	7人
防災意識の高揚により	3人
改修工事費が高額であり思い切って建替えた	2人
リフォームにともなって	1人
水洗工事にともなって	1人
外壁の修理にともなって	1人
屋根瓦の軽量化にともなって	1人
シロアリ駆除にともなって	1人
同居人の介護のため	1人
定年退職を機に	1人
建築会社に調査をしてもらってから	1人
特になし	1人
無回答	6人

「耐震診断の結果をみて」が7人、「防災意識の高揚により」が3人と多い結果となりましたが、「リフォームにともなって」、「水洗工事にともなって」、「外壁の修理にともなって」、「屋根瓦の軽量化にともなって」が合わせて4人など、住宅内の一部の工事とあわせての実事例もありました。

(表 3)中の選択項目のうち、「耐震改修工事を実施していない」を選んだ方に耐震診断の結果を踏まえた今後の予定について尋ねました(表 7)。

(表 7)

選択項目	回答数	割合
耐震改修工事の計画がある	1	0.5%
建替えの計画がある	8	4.3%
耐震改修工事の意向はあるが実施できない	62	33.2%
耐震改修工事の計画はない	96	51.3%
リフォームをしたいと思っている	20	10.7%
無回答	3人	

「耐震改修工事の計画はない」が 51.3%と最も多く、次いで「耐震改修工事の意向はあるが実施できない」が 33.2%となりました。

(表 7)中の選択項目のうち、「耐震改修工事の計画がある」又は「建替えの計画がある」を選んだ方に耐震改修工事等の実施予定時期について尋ねたところ、以下の表のようになりました(表 8)。

(表 8)

工事実施予定時期	該当人数
5年以内	4人
未定	3人
無回答	2人

耐震改修工事等の実施予定時期に関しては、「5年以内」が4人、「未定」が3人となりました。

また、(表 7)中の選択項目のうち、「耐震改修工事の計画がある」又は「建替えの計画がある」を選んだ方に、耐震改修工事の実施に際して心配な事柄について尋ねたところ以下の表のようになりました(表 9)。

(表 9)

工事の実施に際して心配な事柄 ※自由記述式	該当人数
建替え場所が未定	1人
相続者との調整	1人
費用	1人
無回答	6人

耐震改修工事等を実施する際に心配な事柄については、「建替え場所が未定」、「相続者

との調整」、「費用」などの回答がありました。

(表 7)中の選択項目のうち「耐震改修工事の意向はあるが実施できない」、「耐震改修工事の計画はない」又は「リフォームをしたいと思っている」を選んだ方に耐震診断終了後、耐震改修工事を実施できていない要因について尋ねました(表 10)。

(表 10)

選択項目(※複数回答可)	回答数	割合
資金に余裕がないため	97	33.6%
相談先や依頼可能な業者が分からないため	15	5.2%
居住性や使い勝手が悪くなりそうのため	10	3.5%
住みながらの工事は大変そうのため	44	15.2%
自分が住んでいる間は大地震は起こらないと思うため	23	8.0%
住宅の後継者がおらず、お金をかける気がないため	77	26.6%
借家のため	1	0.4%
その他	22	7.6%
無回答	9人	

「資金に余裕がないため」が33.6%と最も多く、「住宅の後継者がおらず、お金をかける気がないため」が、26.6%、「住みながらの工事は大変そうだから」が、15.2%と続いています。

その他の回答としては、「解体したい」や「住宅の後継者が新築予定のため」などがありました。

(表 7)中の選択項目のうち「耐震改修工事の意向はあるが実施できない」、「耐震改修工事の計画はない」又は「リフォームをしたいと思っている」を選んだ方に耐震改修工事を実施すると仮定した場合の実施可能と考える金額について尋ねました(表 11)。

(表 11)

選択項目	回答数	割合
50万円以下	32	25.4%
100万円まで	34	27.0%
200万円まで	11	8.7%
300万円まで	11	8.7%
400万円まで	3	2.4%
500万円まで	9	7.1%
600万円まで	2	1.6%
その他	24	19.1%
無回答	58人	

「100万円まで」が27.0%で最も多く、次いで「50万円以下」が25.4%となり、以上

の2項目が回答数の52.4%を占めています。

その他の回答としては、「全くお金をかけたくない」「分からない」などがありました。

4 その他

村で新規に補助制度を創設すると仮定した場合に、優先的に活用したい制度について尋ねました（表12）。

（表12）

選択項目（※複数回答可）	回答数	割合
建替えに対する補助制度	47	23.2%
耐震改修の補強設計に対する補助制度	73	36.0%
金属製のフレーム等でベッドの上部を覆う耐震ベッド設置に対する補助制度	11	5.4%
鉄骨等で住宅の一部に強固な箱型の空間を造る耐震シェルター設置に対する補助制度	36	17.7%
家具等の転倒防止器具に対する補助制度	36	17.7%
無回答	62人	

「耐震改修の補強設計に対する補助制度」が36.0%となり、「建替えに対する補助制度」が23.2%と続いています。

地震被害軽減対策について、実施した対策や実施を検討している対策の有無を尋ねました（表13）。

（表13）

選択項目（※複数回答可）	実施した対策		実施を検討している対策	
	回答数	割合	回答者数	割合
家具転倒防止対策	64	38.6%	56	38.4%
ブロック塀等の転倒防止対策	5	3.0%	14	9.6%
窓ガラスや天井・外壁等の落下防止対策	5	3.0%	33	22.6%
地域の防災訓練に参加するなどの有事対策	77	46.4%	13	8.9%
建築設備（給湯設備・配管等）の転倒落下防止対策	8	4.8%	22	15.0%
その他	7	4.2%	8	5.5%
無回答	77人			

実施した対策では、「地域の防災訓練に参加するなどの有事対策」が最も多い46.4%を占め、次いで「家具転倒防止対策」が、38.6%となっています。それに対し、実施を検討

している対策では、「家具の転倒防止対策」が、38.4%と最も多く、「窓ガラスや天井・外壁等の落下防止対策」が22.6%、「建築設備（給湯設備・配管等）の転倒落下防止対策」が15.0%、「ブロック塀等の落下防止対策」が9.6%、「地域の防災訓練に参加するなどの有事対策が」8.9%と続いています。

その他の回答として、実施した対策では「屋根の軽量化」、「キッチンやダイニングの改修」、「家内外の不用品の処分」、「ガスコンロの電力化」などがありました。実施を検討している対策では、「住宅基礎の強化」、「屋根の軽量化」、「耐力壁の増加」などがありました。

以上のアンケートの結果から、次のことがわかります。

- (1) 村民の中で、補助金の制度等に関する理解が十分なされていない現状があります。
- (2) 耐震改修工事が実施出来ていない主な要因として以下のものが考えられます。
 - ・資金面での不足
 - ・住宅の後継者の不足
 - ・住み続けながら工事を行うことへの不安
- (3) 耐震改修工事への補助制度以外にも村民のニーズはあり、主なものとして以下のものが考えられます
 - ・耐震改修の補強設計
 - ・住宅の建替え
 - ・住宅内における耐震シェルターの確保
 - ・家具の転倒防止
- (4) 地震被害軽減対策としては、家具の転倒防止対策や地域の防災訓練が多く行われており、その他の対策についても村民のニーズはあります。

これらの結果から、耐震診断や耐震改修を促進するためには、村が耐震化に関する広報活動を行うとともに、村民が耐震改修など、地震から身を守ることができる対策を安心して行うことができるよう、体制の整備を引き続き図っていくことが必要です。